

釧路商工会議所表彰規程

（目 的）

第1条 本商工会議所は、商工業の振興を図るため、この規程により表彰を行う。

（対 象）

第2条 この規程で表彰を受けられる者は、次の範囲とする。

1. 会員である事業所及び団体の従業員
2. 会員である事業所及び団体の役員については、専従役員は対象外とし、兼務役員については、実態に則し対象とすることができる。
3. 10年以上継続して会員であり、当商工会議所の区域内において、創業50年以上に亘る事業所並びに団体
4. 特に会頭が適当と認めた者

（種 類）

第3条 表彰は、特別表彰、永年勤続表彰とし、次の各号により行う。

1. 特別表彰
 - (イ) 職務に精励し、技術の改良、品質の改善向上に努め有益な発明考案等、商工業の振興に貢献し、功績顕著な者
 - (ロ) 産業災害に危険を顧みず人命を救助し、又重要な施設、資材を保持した者
 - (ハ) 社会的、国家的功績を上げ、名誉ある行為のあった者
- (ニ) 会議所活動に協力し、特に功績顕著な者
2. 永年勤続表彰
 - (イ) 商工業に従事し、永年に亘り商工業の振興に寄与し功績のあった者
 - (ロ) 忠実に業務に従い他の模範となる者以上のいずれかに該当し、次の年数に達する者
 - 男子にあつては、勤続10年以上の者とし、10年及び以後の5年毎に
 - 女子にあつては、勤続5年以上の者とし、5年及び以後の5年毎になお、途中退職したことのある者は、前後の年数を通算することができない

（推 薦）

第4条 前2条の各号に該当する者については、所定の期日迄に各々推薦順位をつけて、会頭宛推薦書（別紙様式による）を提出するものとする。

2. 会員である事業所及び団体等の役員、従業員については、所属する業種別団体の長より推薦する。但し、所属する業種別団体等のない場合には直接事業主の推薦によることができる。

3. 会員である団体については、当該団体より推薦することができる。
4. 第2条3号に該当する事業所については、事業主の申告制とする。

（審査及び決定）

第5条 被表彰者の選考は、総務財政委員会において審査し決定する。

なお、勤続30年以上の者で総務財政委員会において適当と認めた者については、日本商工会議所に申請の上、同会頭名を連記し表彰することができる。

（時 期）

第6条 表彰は、本商工会議所の会員大会にて行う。

但し、会頭が特に必要と認める時は、別に行うことができる。

（方 法）

第7条 表彰は会頭名による賞状及び記念品を贈りこれを表彰する。

（失格事項）

第8条 次の各号に該当する者は、表彰の資格がない。

1. 被表彰者の推薦経歴に不実の記載があることが判明した場合
2. 被表彰者の事業主で会費未納の場合

（経費の負担）

第9条 被表彰者の事業主は、表彰経費の一部を負担するものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程に定めるものの他、特に必要な事項については常議員会において決定する。

なお、この規程の改廃についても同様とする。

（附 則）

1. この規程は昭和49年2月12日より実施する。
2. 第2条（対象）、第4条（推薦）、第8条（失格事項）は昭和57年10月26日から改正実施する。
3. 第2条（対象）、第4条（推薦）、第5条（審査及び決定）、第8条（失格事項）は、平成2年5月28日から改正実施する。
4. 第5条（審査及び決定）は、平成30年9月11日から改正実施する。